

令和7年6月5日
北海道運輸局自動車交通部

札幌・小樽地区における運賃改定の要請について

令和7年5月30日、札幌・小樽地区のタクシー事業者より運賃改定の要請がなされましたのでお知らせいたします。

運賃改定の要請（申請）は、令和7年5月30日から令和7年8月29日までの3ヶ月間受付し、地区における車両数の5割に達した時点で運賃改定の手続きを開始いたします。

地区概要

札幌・小樽地区	地区事業者数	地区車両数
札幌交通圏 （札幌市、江別市、石狩市（ただし、平成17年10月1日に編入された旧厚田村、旧浜益村の区域を除く。）、北広島市） 小樽市	53者	4,512両

【問い合わせ先】

北海道運輸局 自動車交通部
旅客第二課 平澤、三宅
Tel 011-290-2742